

こうち未来基金 規約

特定非営利活動法人NPO高知市民会議

2022年8月17日施行

第1章 総則

第1条（目的）

この基金は、高知県内で活動する特定非営利活動法人等の非営利市民活動の振興を目的とする。

第2条（名称）

この基金は、「こうち未来基金」と称する。

第3条（こうち未来基金の設置）

こうち未来基金は、特定非営利活動法人NPO高知市民会議（以下「NPO高知市民会議」という。）内に置く。

第4条（基金の種類）

こうち未来基金の中に「プロジェクト型基金」、「テーマ型基金」、「冠基金」及び「『こうち未来基金』応援基金」を置く。

- 1) 「プロジェクト型基金」とは、事業毎に資金を広く一般より募集し、その事業を実施するために必要な資金を調達するサポートをする方法とする。
- 2) 「テーマ型基金」とは、高知県内の課題（テーマ）解決に向けた活動を行う非営利組織のための寄付を募集し、テーマに沿った組織を公募・審査して、助成をする方法とする。
- 3) 「冠基金」とは、遺贈又は個人若しくは団体の社会貢献の意志に基づく寄附が行われた場合に個別に設置し、当該寄附者が指定した要件に合致すると認められる団体に助成する方法とする。
- 4) 「『こうち未来基金』応援基金」とはこうち未来基金そのものへの寄附を受け、こうち未来基金の運営や新たな基金の造成の原資にする方法とする。

第5条（基金の造成）

前条に定める各基金の造成及び改廃は、こうち未来基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）で議決する。

2. 前条に定める各基金に関する必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。
3. 運営委員会の議決を経て定められた事項は、理事会にて報告をする。

第6条（基金の原資）

こうち未来基金は、第1条の目的に賛同する個人又は団体からの寄附金、その他をもって原資とする。

2. 寄附金とは、寄附金及び寄附金から生ずる利息をいう。

第2章 寄附の受領

第7条（寄附先の指定）

寄附者は、寄附先を第4条に定める各基金の中から任意に指定することができる。

2. 寄附者は、寄附する活動分野を任意に指定することができる。

3. 寄附者が寄附先を指定しなかったときは、当該寄附金は「『こうち未来基金』応援基金」に寄附されたものとみなす。

第8条（寄附金の不返還）

寄附者が既に納入した寄附金その他の拠出金品は、返還しない。

第9条（寄附者の公表）

寄附者の氏名、寄附金額、団体名等の個別情報開示は行わない。ただし、寄附者が同意したときは、この限りでない。

第3章 基金の配分（助成）

第10条（配分団体の要件）

第4条に定める各基金の配分を受けようとする団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

（1）高知県内で活動する団体であること。

（2）過去及び現在の活動状況が明瞭であること。

（3）非営利の団体であること。

（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

（5）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

（6）基金からの寄附及び活動に賛同し、NP0高知市民会議との協力関係が保持できること。

（7）運営委員会で定めた規定に沿った申請をした団体であること。

（8）その他運営委員会が適当でない判断した団体でないこと。

第11条（基金の配分方法）

第4条に定める各基金の配分団体及び金額等は、第7条による指定にかかわらず、別途設置する選定委員会の審査を経て、運営委員会で決定する。

2. 選定理由は非公開とする。

3. 選定委員会及び運営委員会は、第4条に定める各基金の配分を決定するにあたり、こうち未来基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意

向を尊重することにより、寄附者に特定の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4. 運営委員会 委員長は、配分団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取消することができる。

- (1) 前条に規定する要件を喪失したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により配分を受けたと判明したとき。
- (3) NP0高知市民会議の定款その他規約に反したとき。
- (4) その他運営委員会が特に必要であると認めたとき。

第12条（選定委員会）

選定委員会は、第4条に定める各基金の配分について審査する。

2. 選定委員会に関する必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

第4章 配分・選定団体

第13条（報告の義務及び情報公開）

配分・選定団体は、当該事業に関する事項について、適宜、NP0高知市民会議に報告しなければならない。

2. 配分・選定団体は、広く市民に対して情報公開に努めなければならない。

第14条（組織基盤強化）

配分・選定団体は、希望する場合は、組織基盤強化アドバイスを受けることができる。

第5章 管理及び運営

第15条（こうち未来基金の管理）

こうち未来基金は、運営委員会の議決に基づいて、委員長がこれを管理する。

第16条（会計及び決算）

こうち未来基金の会計及び決算は、NP0高知市民会議の定款に従って行うものとする。

2. 第4条に定める各基金の会計は、使途等が制約された寄附等として区分処理を行う。

第17条（事務）

こうち未来基金の管理及び運営に関する事務は、NP0高知市民会議が実施する。

2. こうち未来基金の管理及び運営に必要な経費として、原則として寄附金の10%をこうち未来基金の管理および運営に必要な経費として充当する。ただし、こうち未来基金運営に必要な経費が寄附金の10%を大幅に上回ることが予想される場合には、寄附金の上限25%までをこうち未来基金の管理および運営に必要な経費として充当する旨定めることができる。

第6章 雑則

第18条（本規約の改廃）

本規約の改廃は、運営委員会の承認を得なければならない。

第19条（協議）

本規約に定めのない事項については、運営委員会で別途協議のうえ、これを決定する。

附則

（経過措置）

残高がある現行の基金の取扱については、運営委員会で別途定める。

（施行期日）

この規約は、2022年8月17日より施行する。